

※本件は、平成24年4月17日付け（24庁財第62号）で、文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に発出した通知です。  
（宛先）岩手県、宮城県、福島県、仙台市教育委員会教育長

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う  
埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、これまで「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成23年4月28日付け23庁財第61号文化庁次長通知）により通知しており、貴教育委員会においてもこの通知のほか、地域の現状等を踏まえ、迅速な埋蔵文化財の発掘調査の実施に御尽力いただき感謝申し上げます。

東日本大震災から1年が経過し、各地方公共団体の復興計画の策定等が進み、個人住宅の高台移転等の本格的な復興事業が進められつつある中で、迅速な埋蔵文化財の発掘調査の実施は、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立を図る上で一層重要となってきます。

そこで、このたび、埋蔵文化財の発掘調査の実施に際し、特に留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、これらの点を十分に踏まえ、迅速な埋蔵文化財の発掘調査を実施していただきますようお願いいたします。

また、貴管下の関係市町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導いただきますようお願いいたします。

記

1 関係部局との連携体制の確保による事業計画の早期把握

管下の各復興事業について、貴県内の復興担当部局等の関係する部局や復興庁各復興局等の国の機関との連携を強化し、当該復興事業の計画の早期把握に努めること。

2 事業者との調整における留意事項

- ① 速やかな復興事業を遂行するため、開発事業計画が周知の埋蔵文化財包蔵地が対象となることを可能な限り回避するように努めること。
- ② 周知の埋蔵文化財包蔵地が復興事業の対象地となることが予想される場合には、可能な限り早期から分布・試掘等の調査を行い、遺跡の存在や

内容把握に努めること。

### 3 発掘調査の迅速化

- ① 埋蔵文化財の発掘調査が必要となる場合は、分布・試掘等の事前に行われる調査の結果を踏まえつつ、復興と埋蔵文化財保護の両立を念頭に、発掘調査期間の設定に配慮を行うとともに、設定した同期間を厳守し、限られた期間の中で発掘調査を完遂できるよう、発掘調査の弾力的な運用に努めること。
- ② いわゆる民間調査組織の導入については「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」（平成20年3月31日文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）において言及しており、埋蔵文化財の発掘調査に当たっては、民間調査組織の適切な導入も含めて調査体制の充実を図り、迅速な実施に努めること。

### 4 発掘調査実施について理解を得る取組み

復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査の実施に当たっては、地元住民及び事業者等の理解と協力が必要不可欠であることから、地元住民や事業者等に対して、事前説明及びその調査結果等について積極的かつ丁寧な説明を行うように努めること。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111 (直通) 03-6734-2876